

利根川支流域の水運

— 鬼怒川水運と水海道河岸（上） —

松丸明弘

はじめに

利根川中流域には大きな二つの河川が結合している。鬼怒川と小貝川である。⁽¹⁾この両河川は元和七（一六二二）年に分離されたものであるが、その後の水運に発展については大きな相違が見られた。福岡、岡、豊田のいわゆる三大堰の存在でも明らかのように、主に用水利用型河川として利用された小貝川においてはその水運が全流域にわたる発達を見なかつたのに対して、鬼怒川においては多くの河岸が誕生し、利根川水系の水運に果たす役割が小貝川と比較して非常に大きかったことが知られている。小貝川では上流の樋口河岸や道仙田河岸など数河岸しか存在しないのに対して、鬼怒川では安永三（一七七四）年の河岸吟味において遡航終点である阿久津河岸から新宿河岸まで俗に鬼怒川四十八河岸と呼ばれる運上金徴収可能な河岸群が多数公認されている（図1参照）。河岸関係資料については、一般に交通の主たる手段が陸上交通に移っていく段階で旧河岸問屋の没落とともに散逸する場合が多く発見収集が困難であるが、今回水海道で廻船問屋を営んでいたとされる五木田總衛門家の文書の一部が発見され、千葉県立関宿城博物館にて保存されている。

この五木田家文書を通して、利根川の支流である鬼怒川水海道河岸の諸相について史料紹介とともに若干の考察を加えることとしたい。

一 鬼怒川の水運の概略

鬼怒川水運は近世期から明治期、場合によっては昭和初期まで東北・北関東諸藩の廻米から始まりやがては商品経済の進展に伴う諸物産の輸送まで広範囲にわたり大きな役割を果たしてきた。

例えば鬼怒川遡航の終点である阿久津河岸（栃木県氏家町）は、古来の街道である関街道の他に奥州街道、会津西街道、原方街道などの諸街道と結びついてこれら街道を陸路運搬された廻米や地方物産を鬼怒川水運を利用して輸送するための河岸の役割を果たしてきた。輸送には鬼怒川上流部では水深が浅いためにこれに適した平底の「小鵜飼船」と呼ばれる船が活用されていたことは広く知られている。約二十五俵積みで長さ六〜七間の船である。

また、益子で製造された焼き物である有名な益子焼も黒羽藩の国産政策の展開のもとで需要の高まりとともに主要産品として鬼怒川の大沼河岸や柳林河岸などから船で江戸へ出荷されたことも広く知られている。⁽²⁾

この鬼怒川に存在した河岸の特徴としては、ほとんどが川の左岸に位置していることが挙げられる(図1参照)。これについては東北方面からの荷駄引き受けの役割を持った河岸が多かったことを示しているものと考えられる。また河岸それぞれにある程度まとまった役割を持った河岸として機能していたことが明らかにされている。例えば陸揚げ付け越しのための役割を果たした河岸、小船から高瀬船への積み替えの役割を担った河岸などそれぞれにである。

この常総地域では、上流からまず三軒の廻船問屋の存在が伺える小川河岸、高瀬船への積み替え河岸としての役割を担っていたとされる久保田河岸、三軒の廻船問屋の存在が伺え、特にそのひとつであった森家は盛時には七〇余艘を動かし沿岸随一と言われたとされる宗道河岸、そして本稿で取り上げる水海道河岸、天保期以後成立とされる江島河岸などの河岸があったとされている。⁽³⁾

二 水海道河岸と廻船問屋

水海道河岸は細かくは南部に船戸(舟戸)河岸あるいは舟渡河岸という呼ばれる河岸と、台宿という地名から来る台宿河岸あるいは台河岸という河岸があり、この二河岸を総称している。二河岸の成立はこの水海道村の成立との関連があるように考えられる。つまり近世水海道村の成立について、まず台宿とも呼ばれるように鬼怒川左岸にある洪積台地から始まり、続いて寛文年間(一六六一〜一六七三年)の鬼怒川の氾濫

を契機として時の領主である土井能登守利房が、河川の改修を通じて台宿の住民をその頃ようやく新田に開発され、「畑の内」と呼ばれていた現在の宝町に移し、以来そこを宝洞宿と称し、この地が水海道の中心地となつたという経緯があり、この水海道村の二段階の形成過程のなかでこの二河岸が生まれたものと推測される。

『水海道市史』にはこの水海道河岸について

元禄時代には水海道村には一三艘の高瀬船があったことが当時の御用留に見え、また、正徳四(一七一四)年の記録には一五艘に増え、河岸隆盛の一端を示しているが、船持、問屋の実態は河岸史料散逸のために今のところ明らかにされていない。⁽⁵⁾

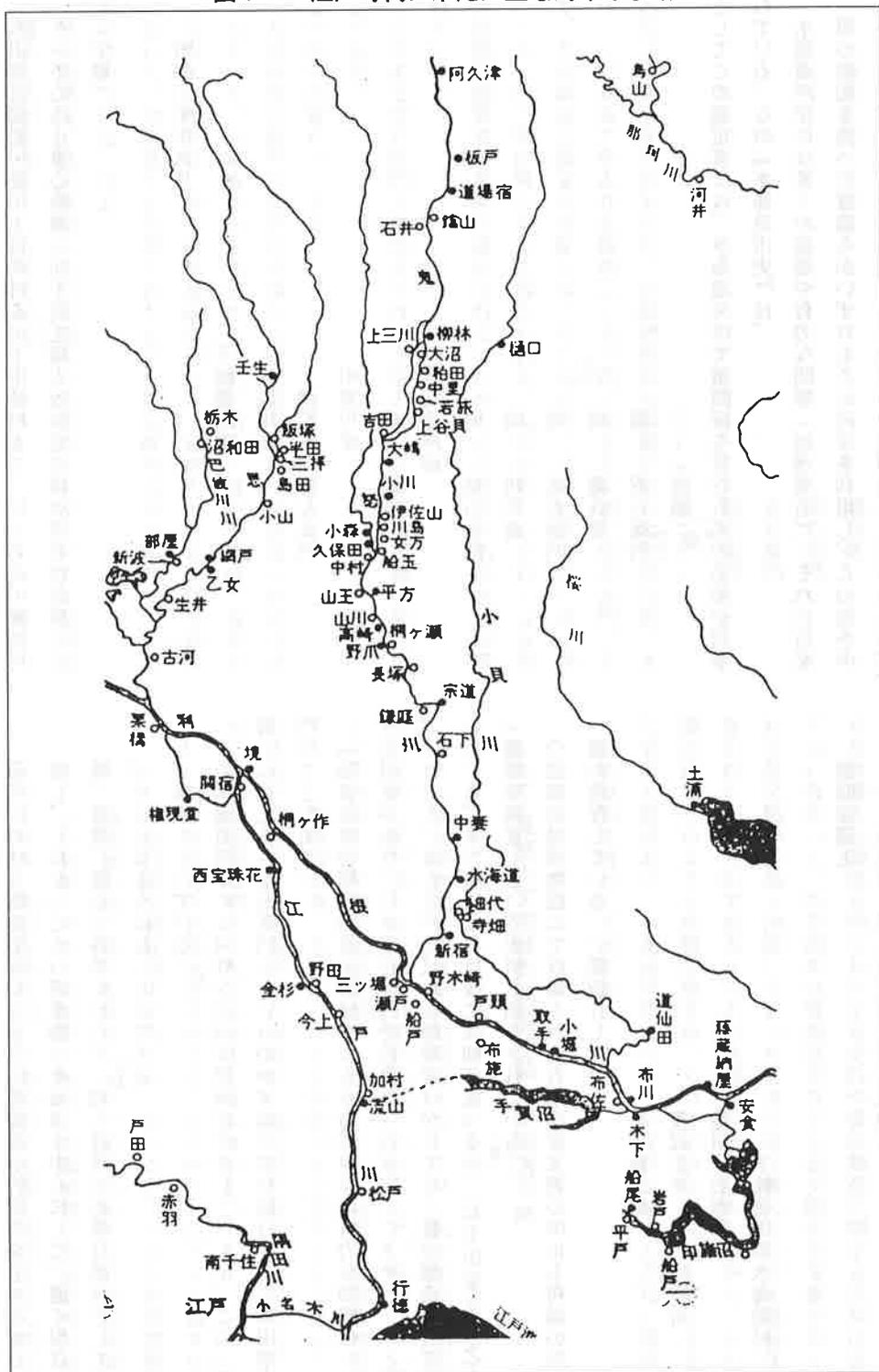
とあり、地域の河岸問屋がどのような荷物を扱い、また河岸は在方農村にどのような影響を与えたかについては不明であるとしている。

しかし近隣で最も纏まった史料の存在する『柏市史 史料集』の布施河岸関係文書に利根・鬼怒川筋河岸問屋議定書が収載しているとし、この史料より考察を試みている。

これは、「為取替申儀定書之事」という史料で明治三(一八七〇)年のものである。

我等株式之儀者往古株請致候節、大木河岸も三坂川岸迄之間水海道組与唱ひ、都合拾三川岸組合ニ有之、從來無難ニ永続罷在候処、近年川縁村々不人氣猥ニ相成、無株之場所ニ而荷物請払候者有之、就而者今般組合一同集評之上規定取極……(中略)……今般布施他式川岸モ差加江都合十六川岸組合ニ取極候所衷正也、然ル上者、右拾

図1 江戸時代に栄えた主な河岸と航路



註 『鬼怒川・小貝川-自然・歴史・文化-』より引用

六川岸且鬼怒川筋川上目吹村から川下中峠村まで、何れも両川縁於村々ニ不心得止事心得違ニ而不筋之稼方致候者見掛次第荷物差押……

(中略)……

明治三十年六月

下総豊田郡

三坂川岸

積問屋 藤左衛門

中妻川岸

同 清衛門

水海道河岸

同 総右衛門

同 利兵衛

同 喜右衛門

同 嘉兵衛

同 沢石衛門

…… (後略) ……

としてこの議定書には、水海道河岸で積問屋を営む五名の名前が列挙されている。この『水海道市史』は、

水海道河岸には多くの富商や有力な問屋（廻漕業者）、それに自家

用の船舶を持った富農らがいずれもこの河岸を利用し、この地を中

心として、また、中継基地として物資の交流が盛んに行われたので、

前代における商業集落からさらに商業都市の様相を呈するまでに発展し、したがってその商業圏は水海道を中心にして、遠く現在の結城、筑波、猿島の各郡にわたり、地方経済の枢要な拠点として位置づけられるようになったのである。⁷⁾ として締めくくっている。

この水海道河岸には何軒かの河岸問屋が存在していたが、この「儀定書」に見える「総右衛門」というのが本稿で史料紹介する五木田宗右衛門のことである。

『関宿城博物館特別展示図録』にも水海道河岸の有力な問屋の一つに五木田家があり、代々宗右衛門を名乗り「五木宗（ごきそう）」と称していたこと、また江戸時代から廻漕業ばかりでなく醤油醸造業も営んでいたこと、また特にこれは後に詳細に述べるが、五木田家文書中の「蔵舗庭銭覚」という史料も紹介されている。⁸⁾

今回関宿城博物館にて収集された五木田家文書の中にも村鏡の写しの一部が残存している。一部紹介したい。

日下新五郎

渡辺主水

長田三右衛門

下総豊田郡水海道村

知行所

積問屋運上

一金六両 但し永三貫文是は冥加永

半兵衛

嘉兵衛

宗右衛門

喜右衛門

惣右衛門

庄藏⁽⁹⁾

とある。年次不詳ではあるが、水海道村は元禄期の初めは代官支配、元禄八(一六九五)年より正徳四(一七一四)年まで平岡二郎右衛門、そして、その後は三旗本の支配となっているので、この村鏡の写しは正徳四(一七一四)年以降のものを考えられる。『柏市史』の史料では五名の河岸問屋経営者の名前が連ねられていたが、ここでは六名の名前が書かれている。

ここにある宗右衛門とは地元では五木宗と呼ばれた五木田總右衛門のことである。

この五木田家については

五木田宗右衛門が江戸の中頃から回漕業を営み、会津藩の船宿を兼ねていた。会津藩の米が馬背によって、川治・藤原村を経て鬼怒川河岸に集積され、船で浅草蔵前に送られ、蔵役人の検査を経て納入された。会津藩主より賜られたという葵の紋付の袴が現存している⁽¹¹⁾と紹介されている。また、

昔は廻漕業、徳川末期の文化年間(一八〇四―一八一八)には醤油醸造と質屋を営んでいた家である⁽¹²⁾。

と述べられている。しかし、収集された五木田家文書の中には残念ながら会津藩との関係を明らかにする史料や醤油醸造に関する史料は含まれてはいなかった。内容的には質地証文などの証文関係の文書が多く、これら証書類が散逸・消滅していった五木田家文書のなかでも最後まで保存されていたものであろうことが推測される。しかしながら、この水海道河岸でどのような荷物を取り扱っていたのかなど往事を偲ばせるような史料も数点あり、水海道河岸についての史料がほとんどない現状の中では有効性を持ったものである。

三 鬼怒川下流域の問屋仲間と水海道河岸

また『水海道市史』には水海道河岸についてほとんど不明であるとしているが、史料集には一点だけ史料が収められていた。安政四(一七七五)年作成の「川通問屋組合帳」⁽¹³⁾というもので、鬼怒川筋問屋仲間が集まり、「相改箇条書」を定めてこれを仲間同士で堅守しようというものである。鬼怒川筋の問屋仲間の機能の一端を伺わせるものである。少々長くなるが重要な箇所を抜き出すと以下のようになる。

一 御城米並御大名様御旗本様其他売買荷物並二前々より請来候荷物ハ運送仕来之通此講中之内二而ハ歩合を引下ケせり取申間敷候。

一 川通問屋口銭之儀ハ船賃金壹両二付百文宛前々より請取候間船頭

□より相済可申候。仮其所之船成共勿論親類之船成共相定通差出

□可申候。蔵敷庭銭川通□之儀ハ別紙帳面之通荷主より相払可申

候。

一問屋仲間は申及船頭水主之共に付如何様之六ヶ敷儀出来仕候節内々ニ而相濟不申□□其最之行司江相屈行司之了簡ニ而相不濟□□連中に差出可申候。成丈ハ内濟司濟致候。

一御大名様御旗本様御納米ニ付□□之六ヶ敷儀出来候節ハ□□仕可濟候出入ニ相成候儀も有之候節ハ其訳問屋仲間江相知セ可申候。

連中之了簡を請可申候。品々ニよりその入用連中ヨリ助合可申候。一小貝川河口より鬼怒川江附越儀申付候ハ送状見届外問屋若前々之有候ハ送状□□問屋方江相屈可申候其問屋之差図を請可申候。

一問屋□船之儀ハ船印相定此組合□一様仕□何れ之川岸ニ而難船破船等之有候ハ問屋船之儀ハ上下ケ之船相集り助船相□可申候。

一仕来荷物津出之節村方より川岸道筋敷有之候ニ付最寄川岸江津出仕度旨申来候ハ請来候問屋ヨリ最寄川岸借り川岸可仕候。

一船賃並船下シ代之儀は別紙帳面之通相違無御座候。

一古手積又ハ相對積見付候ハ其最寄川岸ヨリ差障可申候。

一組合川岸ニ而有之候□□村ニ付出入等ハ申不及惣口差障候筋出来仕候節右入用ハ仲間□□割を以て差出可申候。右出入相濟候□□可仕候。

一組合川岸ニ而荷物積候船ハ問屋改判切手ニいたし行事方より相渡候間右切手問屋方より船頭方ニ相渡可申候。右判所持不仕船有之

候ハ其船差障已来組合川岸ニ而ハ積セ仲間敷候。

前書之通問屋仲間相談仕候□前々より仕来□□此度相改ヶ条□□ヶ条の趣相反候者有之候ハ連中之仲間相除可申候。右一件ニ付何方より不告知出入出来仕候節ハ相糺□壳体ニ付脇より猥ヶ間敷儀被申掛候節年行事ハ不及仲□□用□□曲判ヲ以差出可申候。

… (後略)

この取り決めに参加している河岸や村そしてそれに付随する河岸問屋について、河岸と村を記載の通りに表記すると以下の通りである。

新宿河岸、板戸井村、菅生村、□下川岸、細代村、寺畑村、杉下新宿渡□、水海道村、辺田村、中妻村、三坂村、石下村、皆葉村

寛政期には小貝川に河岸を持つ寺畑村などを含めて、北は石下村、南は板戸井村あたり、鬼怒川と小貝川により狭窄した地域一帯が問屋仲間の対象とされていたことがわかる。内容も船賃や難破船対策など細かく規定されている部分もあるが、既成河岸が台頭して来た新河岸に対抗して既得權益を維持するために現在でいうカルテルのような取り決めを行っていると考えられる箇条も多い。水海道村では官兵衛、惣右衛門、半兵衛、嘉兵衛、喜右衛門代として久兵衛、治郎兵衛、庄蔵、沢右衛門、九人一体として清兵衛との記載がある。この仲間の中ではやはり最も多くの河岸問屋の名前が記載されている村である。寛政期においてはこの地域一帯の流通の中心であったものと推定されよう。

註

- (1) 鬼怒川は流路延長約一七六キロメートル。東北線鉄橋(栃木県宇都宮市)より利根川合流点まで一〇二キロメートル。これを上、中、下流に分けている。ここでいう下流とは、水戸線鉄橋(茨城県下館市)から利根川合流点までの約四六キロメートルをさす。この下流区間は現在、川幅二〇〇、四〇〇メートル、河床勾配千分の一から二千分の一になっている。
- 小貝川は流路延長一四四キロメートル。下館市南方までは未改修箇所が多く、無防または小堤防。川幅も狭く、蛇行が著しい。大谷川合流点(茨城県明野町)付近から下流は川幅も広がり、河床勾配も緩やかになって四千分の程度の勾配である。藤代町あたりから下流の勾配はさらに緩慢となり、利根川の逆流区間となり、その影響は利根川から七キロメートル上流の岡堰まで及ぶ。
- 以上、横島広一「鬼怒川物語」(一九七九年、崙書房)、建設省下館工事事務所調査課「鬼怒川・小貝川―自然・歴史・文化―」(一九九三年)を参照。
- (2) 前掲、「鬼怒川・小貝川―自然・歴史・文化―」や「図説 千葉県の歴史」(一九八九年、河出書房新社)など。
- (3) 横島、前掲書。
- (4) 「水海道市史 上巻」(一九八三年)三九二頁。
- (5) 前掲、「水海道市史 上巻」四九〇頁。
- (6) 「柏市史 資料編六」(一九七一年)四〇九頁。
- (7) 前掲、「水海道市史 上巻」四八九〜四九〇頁。
- (8) 「利根川ハイウェイ―利根川水運の盛衰を探る―」(一九九六年、千葉県立関宿城博物館)二八〜二九頁。
- (9) 五木田家文書。
- (10) 山崎道男「鬼怒川と台宿」(一九七八年、崙書房)三二六頁。
- (11) 山崎、前掲書、四〇頁。
- (12) 山崎、前掲書、四二頁。

(13) 「水海道市史 資料集」第1集(一九七一年)六三〜六八頁。

(千葉県立柏高等学校)